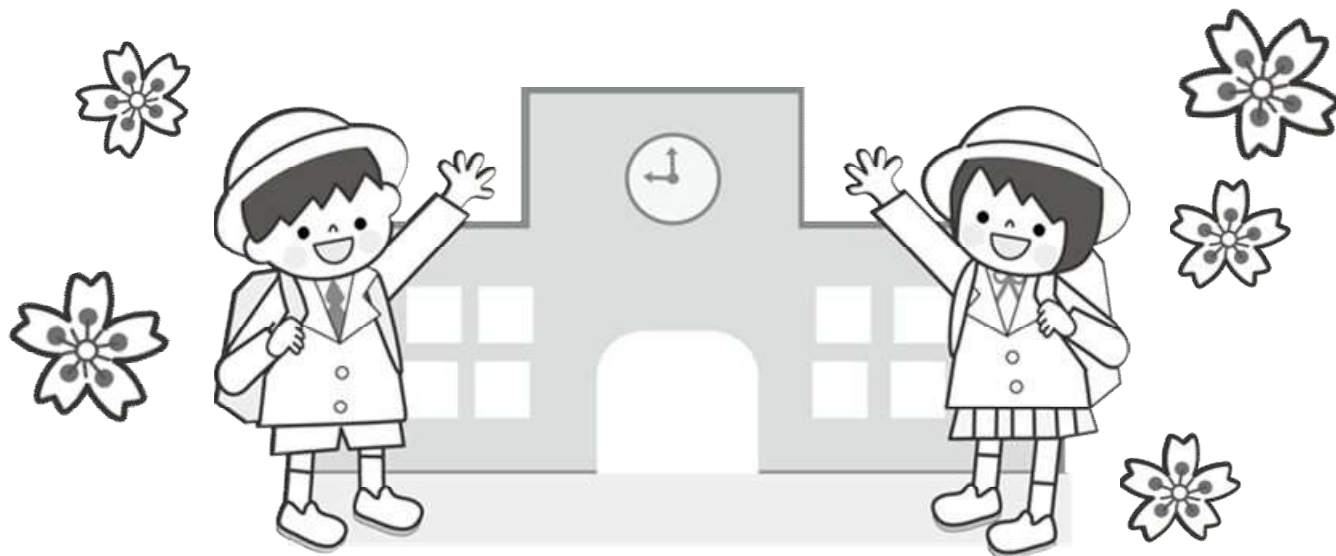


2025年度（令和7年度） 日田市放課後児童クラブ 利用資格審査申請のしおり



【申請受付期間】

第1次受付：2024年（令和6年）12月2日（月）～ 12月27日（金）

第2次受付：2025年（令和7年）2月3日（月）～ 2月28日（金）

随時受付：2025年（令和7年）4月1日（火）～

（土・日・祝日・年末年始を除く）

○ クラブの利用を希望されるすべての方に利用資格審査の申請が必要となります。

○ 利用資格審査は、クラブ利用資格の適否を審査するものであり、クラブの入会を決定するものではありません。

○ 随時受付期間中に申請する場合は、原則、利用希望月の前月の15日（15日が日・祝日の場合はその直前の平日）までに申請が必要です。

○ クラブの受け入れ状況によっては、利用できないことがあります。

【提出場所】

第1次・第2次 受付期間	クラブを利用したことがない方（新規） → 市こども未来課
	現在クラブを利用中の方（継続） → 利用中の児童クラブ
随時受付期間	すべての方（新規・継続） → 市こども未来課

【問い合わせ先】

日田市 こども未来課 子育て政策係

電話 0973-22-8317

目 次

1. 放課後児童クラブとは	 1ページ
(1) 目的	
(2) 運営	
(3) 運営費用	
(4) 開所日・閉所日	
(5) 開所時間	
(6) 利用料(保護者負担金)	
(7) 放課後児童クラブ一覧	
2. 利用開始までの流れ	 3ページ
3. 利用資格審査について	 4ページ
(1) 利用資格審査の対象	
(2) 利用資格審査申請書の配布・受付	
(3) 利用資格審査の内容	
(4) 審査の結果	
4. 利用資格審査基準	 5ページ
5. 利用資格審査に必要な書類	 6ページ
6. 入会申込み・入会選考について	 7ページ
7. クラブの利用にあたっての留意事項	 9ページ
8. 保護者負担金助成事業について	 10ページ
9. 申請書記入例	 11ページ

1. 放課後児童クラブとは

(1) 目的

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童及び健全育成上、指導を要する児童に対し、授業の終了後に学校の余裕教室又は専用施設等に放課後児童支援員を配置し、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るものです。

(2) 運営

放課後児童クラブは、保護者の自主的な協力により開設され、開設後は長年、保護者を中心とした運営委員会による運営を行ってきました。2023年度より、運営における保護者の負担を軽減するため、運営主体の見直しを行い、2024年11月から段階的に一般財団法人日田市公民館運営事業団への運営に移行しています。

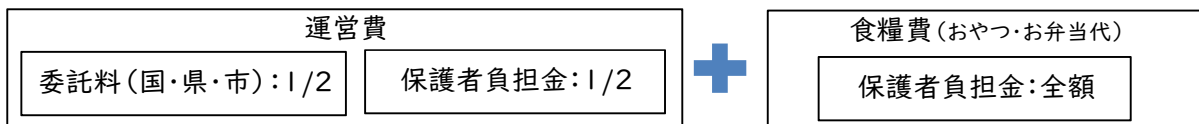
※移行完了クラブ(2024年12月1日時点)

咸宜・KT・けいりん・ひのくま・あさひ・石井・有田っ子・ひたっ子第一・ひたっ子第二・まえつえ・とうけい

※移行未完了のクラブの移行時期は、決まり次第保護者の皆様へお知らせする予定です。

(3) 運営費用

市からの委託料(国・県の補助金を含む)と放課後児童クラブ利用料(保護者負担金)が主な運営費用となります。



(4) 開所日・閉所日

開 所 日 : 月曜日～土曜日(年間250日以上)

閉 所 日 : 日曜日、祝日、お盆、年末年始

※大雨等の災害や、インフルエンザ等の感染症の流行により、小学校が休校となった場合は閉所となります。

(5) 開所時間

平 日 : 午後2時 ～ 午後6時

土 曜 日 : 午前8時 ～ 午後6時

長期休業 : 午前8時 ～ 午後6時

※開所時間はクラブによって異なる場合があります。

(6) 利用料(保護者負担金)

児童1人につき、おおむね月5,000円程度

長期休業(夏季)は、児童1人につき、おおむね15,000円程度

※利用料はクラブによって異なります。料金の詳細はそれぞれのクラブへお問い合わせください。

※おやつ代やお弁当代などの食糧費は全額利用者負担となります。

《一括委託運営クラブの料金設定について》

2024年11月から一括委託へ移行したクラブの料金は、2025年3月までは移行前のクラブの料金で運営しています。

2025年4月からの料金については、運営委員や保護者の皆さまの意見を踏まえ、市と公民館運営事業団において適切な料金設定となるよう協議を進めております。

設定料金については、利用資格審査結果の際にお知らせする予定です。

(7) 放課後児童クラブ一覧

○2024年(令和6年)12月1日現在、16小学校区で20の放課後児童クラブを開設しています。

○原則として、放課後児童クラブの利用は対象の小学校区内での利用に限られます。

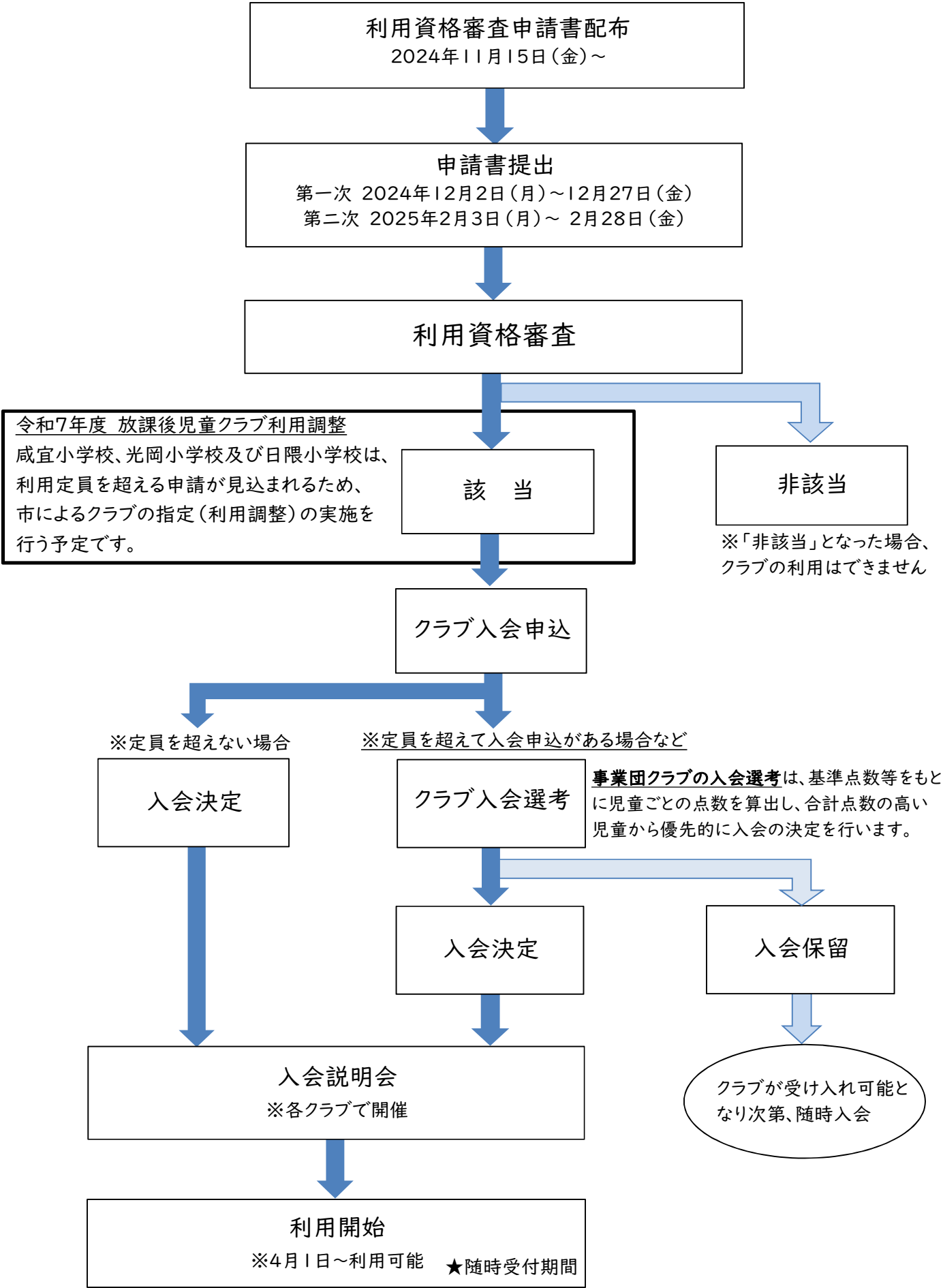
○長期休業期間のみの利用希望で、対象の小学校区内のクラブに空きがない場合は、別の校区のクラブを利用できる場合があります。(要相談)

○咸宜、光岡及び日隈小学校の児童は、対象のクラブの中から希望するクラブを選ぶことができますが、利用調整の結果ご希望に添えない場合があります。

○(仮)大山っ子クラブは、大山小学校の児童の受け入れを前提に令和7年4月からの設置を予定しています。

No.	名 称	所 在 地	連 絡 先	対象小学校区
1	咸宜放課後児童クラブ	淡窓1丁目5-13 咸宜小学校屋内運動場専用施設	090-1435-5235	咸宜小学校
2	KT放課後児童クラブ	三本松1丁目8-46 寿通り商店街振興組合 KTセンター2階	090-1993-0053	
3	けいりん放課後児童クラブ	上城内町2-35 桂林小学校内専用施設	090-1435-5371	桂林小学校
4	三和放課後児童クラブ	清水町1187 三和小学校内専用施設	0973-23-6866	三和小学校
5	高瀬放課後児童クラブ	誠和町781-2 高瀬小学校屋内運動場専用施設	080-6458-8574	高瀬小学校
6	光岡第一放課後児童クラブ	北友田1丁目1133-2 光岡小学校内専用施設	0973-23-0820	光岡小学校
7	光岡第二放課後児童クラブ	北友田1丁目1133-2 光岡小学校内余裕教室	090-4586-2218	
8	ひのくま放課後児童クラブ	日ノ隈町578-1 日隈小学校内余裕教室	090-1993-0576	日隈小学校
9	わかみや放課後児童クラブ	若宮町2-15 若宮小学校内余裕教室	090-5387-5170	若宮小学校
10	みよし放課後児童クラブ	下井手町940 三芳小学校屋内運動場専用施設	0973-23-1548	三芳小学校
11	大明放課後児童クラブ	大肥本町1701 大明小中学校内専用施設	0973-28-2022	大明小学校
12	あさひ放課後児童クラブ	朝日町936-1 朝日小学校内余裕教室	090-1436-4564	朝日小学校
13	石井放課後児童クラブ	石井町二丁目478 石井小学校内余裕教室	090-1436-4854	石井小学校
14	有田っ子クラブ	諸留町2687-1 有田小学校内屋内運動場専用施設	090-1436-4891	有田小学校
15	ひたっ子第一放課後児童クラブ	三本松2丁目3-1 (公財)日田玖珠地域産業振興センター3階	090-1459-5014	咸宜小学校
16	ひたっ子第二放課後児童クラブ		090-1640-0236	光岡小学校 日隈小学校
17	まえつえ放課後児童クラブ	前津江町大野2179-3 前津江柔剣道場	090-1459-5176	前津江小学校
18	つえ放課後児童クラブ	中津江村栃野4341 津江小中学校内専用施設	080-5609-4074	津江小学校
19	とうけい児童クラブ	天瀬町馬原4011-1 東溪小学校屋内運動場ミーティングルーム	090-1459-5336	東溪小学校
20	いつま放課後児童クラブ	天瀬町五馬市2040 いつま小学校内専用施設	080-8556-6905	いつま小学校
(仮)	大山っ子クラブ			大山小学校

2. 利用開始までの流れ



3. 利用資格審査について

(1) 利用資格審査の対象

日田市内の小学校に在学する小学校1年生から6年生までのクラブの利用を希望する児童

(2) 利用資格審査申請書の配布・受付

下記期間に、申請書と各種必要証明書等を提出してください。

単日利用や長期休業期間のみの利用希望の方も、当初受付期間に申請書を提出してください。

①当初受付

配布場所：日田市役所こども未来課・現在利用中の児童クラブ

第一次：2024年12月2日(月)～2024年12月27日(金)

第二次：2025年2月3日(月)～2025年2月28日(金)

提出先：新規の方→日田市役所こども未来課 継続の方→利用中の児童クラブ

②随時受付

配布場所：日田市役所こども未来課・現在利用中の児童クラブ

受付期間：2025年4月1日(火)～随時

※原則、利用希望月の前月の15日(15日が日・祝日の場合はその直前の平日)まで

提出先：日田市役所こども未来課

(3) 利用資格審査の内容

○利用資格審査では、クラブの利用を希望する児童の保護者が、P5の『利用資格審査基準』に該当するか審査します。

○利用資格審査において、児童や保護者の状況等について、市の保有する個人情報及びその他必要な情報を収集することがあります。

○利用資格審査において、申請内容を再確認させていただく場合や、提出された書類の記載内容について関係者に実態調査を行う場合があります。

○利用資格審査において、必要書類が未提出の場合や申請事項に虚偽があった場合は、利用資格が非該当になる場合があります。

○利用資格審査の有効期間は最長で年度末までです。次年度も継続して利用を希望する場合は、更新が必要となります。

(4) 審査の結果

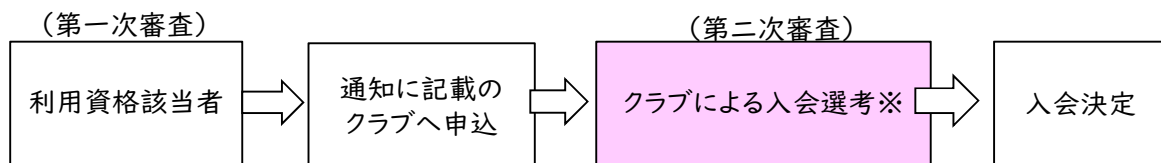
利用資格審査の結果(該当・非該当)は、申請児童の保護者宛てに郵送でお送りします。

〈利用資格審査「該当」の場合〉

『利用資格審査結果通知書』が届き次第、「通知に記載のクラブ」へ入会の申込みをしてください。

入会の申込み方法は、クラブごとに異なる場合があるため、必ず『利用資格審査結果通知書』に同封している文書で確認してください。

※利用資格該当者でも、クラブの受入状況によっては入所できない場合があります。(下図参照)



※事業団クラブによる選考は、基準点(P7～8)と、放課後児童支援員の数及びクラブ室の面積等を考慮して決定されます。

〈利用資格「非該当」の場合〉

利用資格審査の結果、利用資格審査基準に該当していませんので、クラブの利用はできません。

ただし、就労状況の変更等で、利用資格審査基準を満たすようになった場合は、再度申請をしてください。

4. 利用資格審査基準

クラブの利用を希望する児童の保護者が、下記の『利用資格審査基準』に該当する場合、利用資格「該当」となります。
 ※年度途中で利用資格審査基準が変更となった場合は速やかに市こども未来課に届け出てください。
 ※利用資格審査基準に該当しなくなった場合は、利用資格取り消しとなります。

区分	内容	有効期間（最長）
就 労 （家庭内外労働）	児童の保護者の就労後の帰宅時間が午後2時を過ぎる場合で、以下のいずれかの要件を満たす場合 ①就労日数が、週3日以上（日曜日を除く）ある場合 ②就労日数が、月12日以上ある場合	クラブを利用する日から当該日の属する年度の末日まで
妊娠・出産	児童の保護者が出産又は出産前後の場合	出産予定月とその前後3ヶ月間の合計7ヶ月間。
疾病・障がい	児童の保護者が疾病、負傷、心身に障がい等がある場合	クラブを利用する日から当該日の属する年度の末日まで
介護・看護	児童の同居する家庭に介護や看護が必要な人がおり、保護者がその介護や看護にあたる場合 ※介護、看護を必要とする方が、施設や病院等に入所、入院している場合、利用資格はありません	クラブを利用する日から当該日の属する年度の末日まで
災害復旧	火災や風水害、地震などによる災害の復旧にあたる場合	市長が認める期間
求職活動	<u>既にクラブを利用している児童の保護者が、求職活動（起業準備を含む）を行う場合</u> <u>※新規申請者で求職活動を理由として申込みをされた場合、利用資格はありません</u>	求職活動開始日（退職日）から90日を経過する日が属する月の末日まで
就 学 （職業訓練校等）	児童の保護者の就学後の帰宅時間が午後2時を過ぎる場合で、以下のいずれかの要件を満たす場合 ①就学日数が、週3日以上（日曜日を除く）ある場合 ②就学日数が、月12日以上ある場合	クラブを利用する日から当該日の属する年度の末日まで
虐待等	虐待やDVのおそれがある場合	市長が認める期間
育児休業	<u>既にクラブを利用している児童の保護者が、育児休業中に継続利用が必要な場合</u> <u>※新規申請者で育児休業を理由として申し込みをされた場合、利用資格はありません。</u>	市長が認める期間
その他	上記以外に類する状態の場合は、こども未来課までご相談ください	市長が認める期間

※長期休業中のみの利用についても上記の事由を必要としますが、就労（就学）時間が1日4時間以上ある場合で、就労（就学）日数が週3日以上（日曜日を除く）ある場合または月12日以上ある場合には、利用資格該当となります。

5. 利用資格審査に必要な書類

○利用資格審査申請書のほか、保護者1名につき以下の書類が添付書類として必要になります。

○同一世帯で2名以上の児童の申請をされる場合、添付書類は児童1名分で構いません。ただし、利用資格審査申請書は児童全員分必要です。

○きょうだい児の保育園等の申請で、各種証明書を市こども未来課に提出されている場合は、保育園等の申請で確認しますので、新たに提出の必要はありません。

○申請児童に障がいがある場合は、児童の障害者手帳等の写しをご提出ください。

○教育委員会へ指定校変更の手続きを行っている場合は、許可証の写しをご提出ください。

○利用資格審査申請書と必要書類は、提出期限までに指定された場所へ提出してください。
(新規の方:市こども未来課、継続の方:利用中のクラブ)

事 由	必要書類	備 考
就 労	・就労証明書	勤務先から証明をもらってください。
妊娠・出産	・証明書兼届出書 ・母子手帳の写し	母子手帳の写し(表紙の氏名と出産予定日又は出産日が記載された部分)
疾病・障がい	・証明書兼届出書 ・障害者手帳等の写し	医療機関等による証明又は障害者手帳等の写しを添付してください。
介護・看護	・証明書兼届出書	介護・看護の内容を詳しく記入してください。
災害復旧	市こども未来課にご相談ください。	
求職活動	・求職活動状況申告書兼誓約書	ハローワークカード・求人票等の求職中であることが証明できる書類を添付してください。
就 学	・証明書兼届出書 ・在学証明書等	在学証明書又は、学校長の証明をもらってください。
虐待等	市こども未来課にご相談ください。	
育児休業	・就労証明書	勤務先から証明をもらってください。
その他	市こども未来課にご相談ください。	

☆必要書類の様式は、市こども未来課又は各放課後児童クラブに置いてあります。

☆様式は、市ホームページからダウンロードすることもできます。

※年度途中で利用資格審査基準が変更となった場合は速やかに市こども未来課に届け出てください。

6. 入会申込み・入会選考について

○市の利用資格審査で「該当」となった場合は、速やかに「通知に記載のクラブ」へ入会の申込みを行ってください。

○入会の申込み方法は、各クラブで異なります。詳細は、利用資格審査の結果通知に同封いたしますので必ずご確認ください。

○各クラブの入会の申込み手続きに不備や遅れがあると、利用資格審査が「該当」であっても入会できない場合がありますので、ご注意ください。

【公民館運営事業団による一括運営クラブ】

○クラブの定員を超えて入会の申込みがあった場合、原則、次の基準点数及び調整点数をもとに児童ごとの点数を算出し、合計点数の高い児童から優先的に入会の決定を行います。

○基準点数や調整点数のほかに、クラブ職員の配置状況や児童及び家庭の状況についても考慮し、入会の決定を行います。

○合計点数が同点となった場合は、学年、家庭状況、障害の有無など総合的に判断して入会の決定を行います。

【基準点表】

区分		保護者の状況			点数	
①	居宅外労働	外 勤 居宅外 自営業	月20日以上 (週5日以上)	勤務終了後ただちに帰宅した時間が17:00超	10	
				勤務終了後ただちに帰宅した時間が16:00超～17:00まで	8	
				勤務終了後ただちに帰宅した時間が15:00超～16:00まで	6	
				勤務終了後ただちに帰宅した時間が14:00超～15:00まで	4	
			月16日以上 (週4日以上)	勤務終了後ただちに帰宅した時間が17:00超	9	
				勤務終了後ただちに帰宅した時間が16:00超～17:00まで	7	
				勤務終了後ただちに帰宅した時間が15:00超～16:00まで	5	
				勤務終了後ただちに帰宅した時間が14:00超～15:00まで	3	
			月12日以上 (週3日以上)	勤務終了後ただちに帰宅した時間が17:00超	8	
				勤務終了後ただちに帰宅した時間が16:00超～17:00まで	6	
				勤務終了後ただちに帰宅した時間が15:00超～16:00まで	4	
				勤務終了後ただちに帰宅した時間が14:00超～15:00まで	2	
			不規則	不規則勤務で週40時間以上（深夜を含む）	10	
	居宅内労働	居宅内 自営業 農業等 内 職	月12日以上 (週3日以上)	就業終了時間が17:00超	8	
				就業終了時間が16:00超～17:00まで	6	
				就業終了時間が15:00超～16:00まで	4	
				就業終了時間が14:00超～15:00まで	2	
②	妊娠・出産	出産予定月とその前後3か月の期間にある場合			10	
③	疾病・障害	疾 病	居宅内療養	おおむね2ヶ月以上入院(または予定)の常態にある場合		10
				(ア)絶対安静、精神障害者保健福祉手帳1～3級程度		10
				(イ)上記に掲げる程度に至らないが、精神に障害を有すること又は神経症により、保育に当たることができない状態にあると認められるとき		9
				(ウ) (ア)又は(イ)に掲げる場合に該当しないが、通院等で保育に当たることができないと認められるとき		7
		障 害		身体障害者手帳1・2級、聴覚障害者3級に該当する場合		10
				身体障害者手帳3級、聴覚障害者4級に該当する場合		9
				その他の心身障害者		7

区分		保護者の状況		点数
④	介護・看護	居宅外 (病院・施設等)	常時付き添いが必要であるとき	8
			上記以外で、医師の指示により付き添いが必要であるとき	5
		在宅 (同居・別居含む)	要介護認定3～5、身体障害者手帳1～2級、療育手帳A1・A2、特別児童手当1級受給に該当する程度であるとき	8
			要介護認定1～2、身体障害者手帳3級、療育手帳B1・B2、特別児童扶養手当2級受給に該当する程度であるとき	6
			上記に掲げる程度に該当しない場合	2
⑤	災害復旧	火災や風水害、地震などによる災害の復旧にあたる場合		10
⑥	求職活動	求職活動(起業準備を含む)を行う期間にある場合		8
⑦	就学	保護者が就学・技能修得等のため外出を常態としている場合		区分①
⑧	虐待等	児童虐待やDV又はそのおそれがある場合		10
⑨	育児休業	育児休業期間中に継続利用が必要と認められる場合		8

※1 保護者のそれぞれについて基準点数を求め、合算して当該児童の点数とする。

※2 保護者が児童の保護にあたれない状況が複数ある場合は、原則として点数の高い状況をとる。

※3 決定した世帯の指数には、別に定める調整点数を加減算することができる。

【調整点表】

減点	児童の学年	小学2年生	-1	祖父母の就労証明書の提出は不要とする
		小学3年生	-2	
		小学4年生	-3	
		小学5年生	-4	
		小学6年生	-5	
	同居(同一住所)・近隣に65歳未満の就労している祖父母がいる場合		-10	
		親戚宅等のある通学区域に指定校変更の許可を教育委員会から受けている場合		-10
加点	ひとり親世帯の場合		15	
	単身赴任世帯の場合		10	
	児童に障害等がある場合		15	
	育児休業復帰から復帰する場合		10	
	保護者が日田市内の児童クラブに就労中又は就労(復職)予定の場合		10	

【入会保留となった場合】

○入会保留となった場合は、「待機児童」として取り扱います。

○待機児童の方は、利用可能となった時点で、随時入会決定を行います。

【入会説明会について】

入会説明会は、各クラブで行います。日程等はクラブからお知らせいたします。

7. クラブの利用にあたっての留意事項

(1) クラブの利用にあたって

○放課後児童クラブの利用は、保護者の送迎が原則です。お子様の安全のため、申請書に記入された「送迎者」以外の方による送迎はできません。

○「送迎者」に未成年（18才未満）のきょうだい児等を指定することはできません。

○バスやタクシー等を利用しての児童だけの来所・帰宅は、原則できません。

○スポーツクラブ等の習い事への送り出しは、事前の申し出により可能ですが、送り出し後の事故等には市やクラブは一切の責任を負いません。

○塾や習い事等で一度クラブを退室した場合は、同日中にクラブに再登室できませんのでご注意ください。（「中抜け」は不可）

○申請書の内容によっては、お子様を安全にお預かりするため、入会前にクラブが面談を行う場合があります。

○利用形態や内容が変更になった際は、クラブに届出を行ってください。

○クラブを休会・退会する際は、クラブに届出を行ってください。

○その他、各クラブの運営規定やルールに従って、利用してください。

《コドモンについて》



日田市内の放課後児童クラブでは、「コドモン」という保護者連絡アプリを導入しています。

入会説明会の際に、登録に関するご案内がありますので、案内に従ってアプリのダウンロードをお願いいたします。

アプリのダウンロードおよび使用に料金は発生しません。

☆コドモンでできること

- ・ 保護者からクラブへの連絡（欠席・その他）
- ・ クラブからのお知らせ配信
- ・ お子様の入退室の確認
- ・ その他

8. 保護者負担金助成事業について

放課後児童クラブを利用する家庭の経済的支援を目的に、低所得世帯の保護者負担金の助成を行います。

(1) 助成対象者

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ① 生活保護を受給している世帯 | ② 児童扶養手当を受給している世帯 |
| ③ 就学援助を受給している世帯 | ④ 市町村民税が非課税の世帯 |

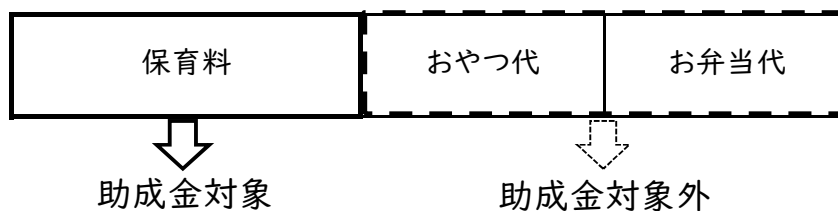
(2) 助成金基準

児童の属する世帯の 階層区分	保護者負担月額 4,000円以上のクラブ	保護者負担金月額 4,000円未満のクラブ
①に該当する世帯	4,000円	保護者負担月額
②③④に該当する世帯	2,000円	保護者負担月額の2分の1

※助成の対象となる保護者負担金について

保護者負担金の助成の対象となるのは、保育料のみです。

おやつ代やお弁当代等の食糧費は全額利用者負担となり、助成金の対象となりません。



(3) 手続き

○申請

助成金の支給を受けるには、申請書の提出が必要です。

- ・ 提出書類：日田市放課後児童クラブ保護者負担金助成金支給申請書
- ・ 申請に必要なもの：振込先を確認できる通帳等の写し
- ・ 受付窓口：市こども未来課又は振興局
(利用資格審査申請書と一緒に提出することも可能です。)

- ・ 助成対象期間：申請日の属する月以降の保護者負担金が助成の対象となります。

※ 助成の要件①～③の手続きや申請時期の都合上、要件の該当が確定していない段階でも手続きをする予定であれば、申請することができます。

ただし、保護者負担金の未納がある場合、助成を受けることができません。

○助成方法

- ・ 保護者負担金を一旦クラブへ納入していただいた後に、償還払いの方法によって、助成金を指定の口座へ振り込みます。
- ・ 口座への振込みは、上半期(10月)と下半期(4月)の2回を予定しています。
上半期は、4月～9月分の保護者負担金から算定します。
下半期は、10月～3月分の保護者負担金から算定します。

○助成金額等の決定通知

- ・ 助成対象となる保護者には、助成金を振り込む月に、交付決定通知を送付し、助成金額と振込み予定日をお知らせします。

【祖父母について】 ※就労している場合は、「就労」の欄に○を記入してください。

続柄	フリガナ 氏 名	生年月日	携帯電話番号	居住	住所（別居の場合のみ）	就労
父 方	祖父 ヒタ コロウ 日田 五郎	S37 年 7 月 7 日	090-0000-0000	同居 / 別居	日田市××町1-1	○
	祖母 ヒタ フコ 日田 冬子	S39 年 8 年 8 日	080-0000-0000	同居 / 別居	//	○
母 方	祖父 オオイタ サブロー 大分 三郎	S37 年 9 月 9 日	070-0000-0000	同居 / 別居	大分市◇◇町8-8	○
	祖母 オオイタ ナツコ 大分 夏子	S40 年10 月10 日	060-0000-0000	同居 / 別居	//	○

【その他の家族】

申請児童本人・保護者・祖父母以外の同一世帯員（家族）を記入してください。

続柄	フリガナ 氏 名	生年月日	住所（申請児童と異なる場合のみ）	勤務先/学校・園名	保育園等の申請 号・3号認定）※（2
姉	ヒタ アキコ 日田 秋子	H28 年 11 月 11 日		咸宜小学校	あり / なし
弟	ヒタ ジロウ 日田 次郎	R3 年 12 月 12 日		ひたこども園	あり / なし
		年 月 日			あり / なし
		年 月 日			あり / なし
		年 月 日			あり / なし

※きょうだい児の保育園等の申請（2号・3号認定）で各種証明書（就労証明書等）を市子ども未来課へ提出されている場合、そちらで就労状況等を確認させていただきますので、児童クラブ用に新たに証明書等を提供する必要はありません。

【保護者の就労状況について】

父	就労先名称		所在地（実際に勤務しているところ）		電話番号（直通）	通勤時間（片道）
	ひた電気株式会社		日田市〇〇町0-0		0973-00-0000	15 分
	就労日 （○をつけてください。）	月 火 水 木 金 土 日 祝日	就労時間		8:30 ~ 17:15	
母	就労先名称		所在地（実際に勤務しているところ）		電話番号（直通）	通勤時間（片道）
	日田クリニック		日田市△△町9-9		0973-99-9999	10 分
	就労日 （○をつけてください。）	月 火 水 木 金 土 日 祝日	就労時間		9:00 ~ 17:00	

【緊急連絡先について】

保育時間に連絡できる連絡先を優先順に記入してください。

※記入の緊急連絡先に繋がらない場合は、保護者の就労先へ連絡する場合があります。

優先	氏 名	続柄	電話番号
①	日田 春子	母	①080-1234-5678(携帯)②0973-99-9999(職場)
②	日田 太郎	父	090-1234-5678(携帯)
③	日田 冬子	祖母	080-0000-0000(携帯)

【送迎者について】

放課後児童クラブは保護者の送迎が原則です。下記に記載のない方の送迎は原則認められません。また、送迎者は原則成人に限ります。

送迎をする人に○をつけてください。

父・母・父方祖父・父方祖母・母方祖父・母方祖母								
その他の場合	氏名	三隈 水子	続柄	叔母	生年月日	H4.7.7	電話番号	090-0000-0000
	氏名		続柄		生年月日		電話番号	

【申請児童の習い事等について】

クラブから直接習い事等に行く場合は、クラブ利用「有」、送り出し「有」にしてください。なお、下記事項をご理解の上ご利用をお願いいたします。

- クラブから習い事等に送り出した場合、送り出し後の事故等には市やクラブは責任を負いません。
- クラブから習い事等に行き一度クラブを退室した場合は、原則、再度クラブに戻ることはできません。（「中抜け」は不可）

曜日	時間	内容	場所	クラブ利用	送り出し
月	～			有 / 無	有 / 無
火	16:30 ～ 19:00	サッカー	△△サッカークラブ	有 / 無	有 / 無
水	～			有 / 無	有 / 無
木	16:00 ～ 18:00	スイミング	〇〇スイミングスクール	有 / 無	有 / 無
金	～			有 / 無	有 / 無
土	～			有 / 無	有 / 無

【申請児童の健康状況について】

①	ぜんそく	☒ ない / ☐ ある	①～③で「ある」と回答された場合、以下についてご記入ください。 ・直近の発症日（ 年 月 日） ・発症の頻度（ ） ・対処方法（ ）			
②	てんかん	☒ ない / ☐ ある				
③	熱性けいれん	☒ ない / ☐ ある				
④	その他慢性疾患	☒ ない / ☐ ある	内容			
⑤	アレルギー	☐ ない / ☒ ある	内容	★アレルギーの内容を記入してください		
⑥	常用薬	☐ ない / ☒ ある	内容	※クラブ利用時間帯に服薬等が必要なものは必ず記入してください。 ★お薬の内容と服薬の際の留意点等を記入してください (①の欄に記入でも◎)		
⑦	身体・知的・発達の状況等について、診断や指摘を受けたことがありますか。(受診中/受診予定含む)	☒ ない / ☐ ある	内容			
⑧	障害者手帳/療育手帳	☒ ない / ☐ ある	内容			
⑧	特別児童扶養手当の受給	☒ ない / ☐ ある	内容			
⑨	通所サービスの利用	☐ ない / ☒ ある	場所	ことばひろば	曜日	月曜日
			送迎	☒ あり / ☐ なし	時間	16:00 ～ 17:30
⑩	特別支援学級の利用 (通級・利用予定などを含む)	☒ ない / ☐ ある	内容	入級・入級予定・通級・通級予定・未定だが利用希望		
⑪	上記補足や、その他クラブの利用にあたって気になる点・心配している点や、特別に必要な配慮があればご記入ください。 ★お薬の詳細や、お子様の特性などを記入してください。					

※①～⑩で、「ある」と回答している場合、クラブが入会前に面談を行う場合があります。

※⑦～⑩で、「ある」と回答している場合、診断書・手帳・受給者証などの写しの提出を求める場合があります。

裏面もご記入ください →

【確認事項について】

全ての事項をお読みになり、確認欄(□)にチェック(✓)の上、署名をお願いします。
 チェック及び署名が無い場合は、利用資格審査が「非該当」となる場合があります。

	確認欄
1 利用資格審査において、「児童や保護者の状況等について、市が保有する個人情報及びその他必要な情報を収集すること」、「提出された書類の記載内容について、市が関係者に実態調査を行うこと」また、「きょうだい児のこども園等の申請で提出された各種証明書等について、市が使用すること」に同意します。	☒
2 本申請書に記載の情報(本申請書の写しを含む)及び証明書等を、クラブの運営に必要な範囲において、委託先や関係機関へ提供することに同意します。	☒
3 年度途中で該当する「利用資格審査基準」が変更となった場合は、速やかに市こども未来課に届け出ます。	☒
4 利用資格審査基準に該当しなくなった場合は、利用資格が取り消しとなることに同意します。	☒
5 その他、「日田市放課後児童クラブ利用資格審査申請のしおり」の内容を遵守します。	☒

上記のことを確認し、了承しました。

保護者氏名 日田 春子

【写真の掲載について】

日頃のお子様たちの様子をお伝えするため、市や公民館運営事業団のホームページ等に写真を掲載する場合があります。
 写真の掲載にあたり、以下のいずれかにチェック(✓)をお願いします。

写真の掲載に	☒ 同意します	☐ 同意しません
--------	---	---------------------------------

【日田市使用欄】

【事業団・クラブ使用欄】

